市税概要

平成30年度

松　本　市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。
本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47k㎡で県下最大の広さです。
四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。
標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面　積	978.47k㎡
人　口	239,519人

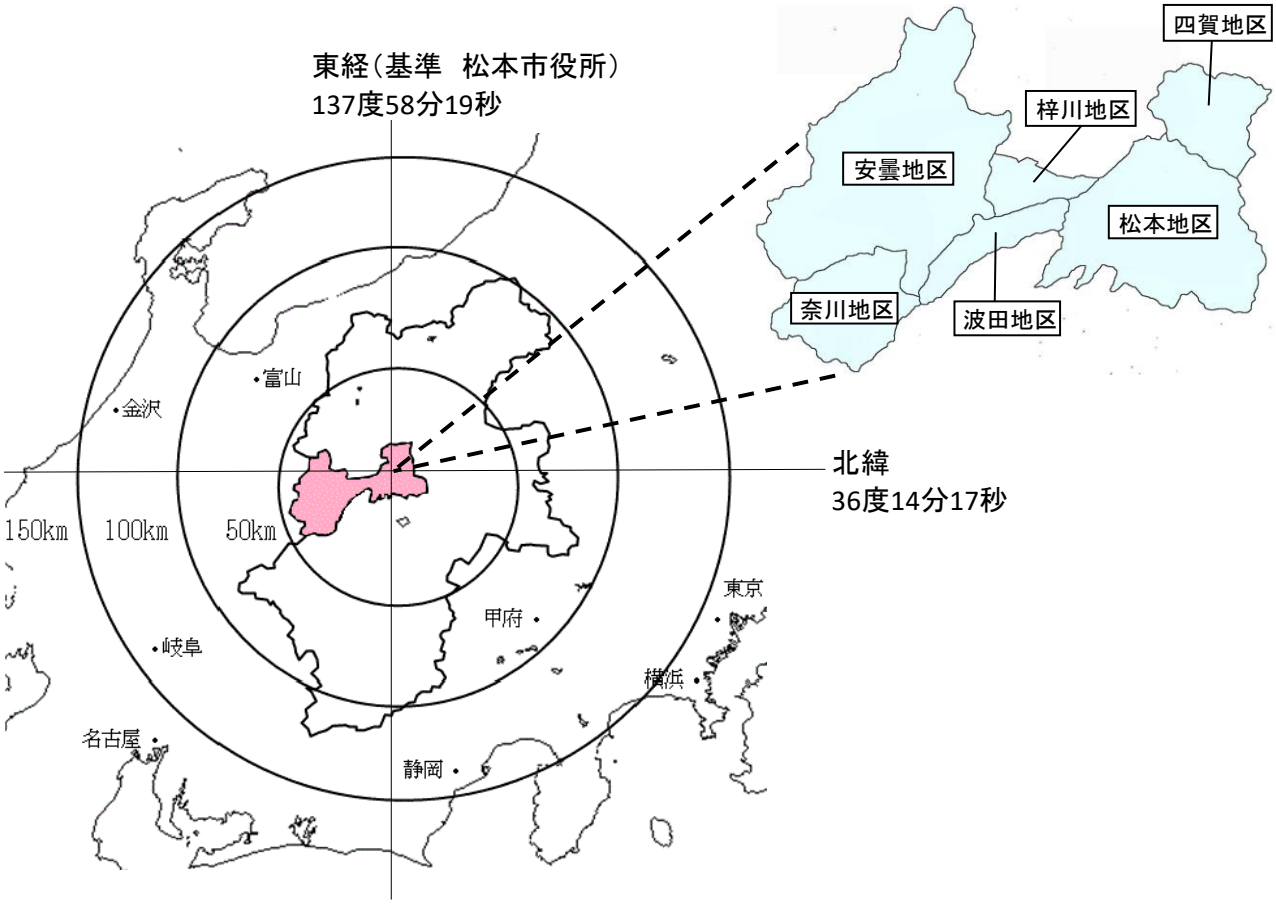

目　　次

Ⅰ　市の概要

1　人口・世帯の推移 …… 1
2　市の予算と決算 …… 2
3　税務機構と事務分掌 …… 4

Ⅱ　市税総括

1　30年度市税の当初予算 …… 5
2　税目別決算額比較表 …… 6
3　29年度市税の収納実績 …… 8
4　市税負担状況調 …… 10

Ⅲ　市県民税

1　年度別納税義務者調 …… 11
2　年度別調定額の調 …… 12
3　所得区分による課税状況 …… 13
4　30年度課税状況調（当初） …… 14
5　30年度課税所得の状況 …… 14
6　法人市民税の課税状況 …… 16

Ⅳ　固定資産税

1　固定資産税の年度別調定額 …… 20
2　固定資産税の区分別調定額の調 …… 21
3　土地の概要 …… 22
4　家屋の概要 …… 24
5　償却資産の概要 …… 24
6　年度別新増分家屋 …… 26
7　年度別減少分家屋 …… 26

Ⅴ　諸税・その他

1　市たばこ税 …… 27
2　入 湯 税 …… 27
3　都市計画税 …… 27
4　国民健康保険税 …… 27
5　軽自動車税 …… 28
6　利子割交付金 …… 30
7　配当割交付金 …… 30
8　株式等譲渡所得割交付金 …… 30
9　ゴルフ場利用税交付金 …… 30
10　口座振替納付の状況調 …… 31
11　市税の徴収に要する経費 …… 32
12　証明・閲覧に関する調 …… 33

Ⅵ　参 考 資 料

市税の変遷 …… 34

Ⅰ　市の概要

１ 人口・世帯の推移

	世帯数	人口			世帯当たり人口	人口密度（1k㎡当たり）
		男	女	計		
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	104,570	117,357	122,162	239,519	2.3	245

資料　　長野県情報政策課「毎月人口異動調査」（各年度10月1日現在）
　　平成30年度は情報政策課「松本市人口統計」（4月1日現在）

【人　口】

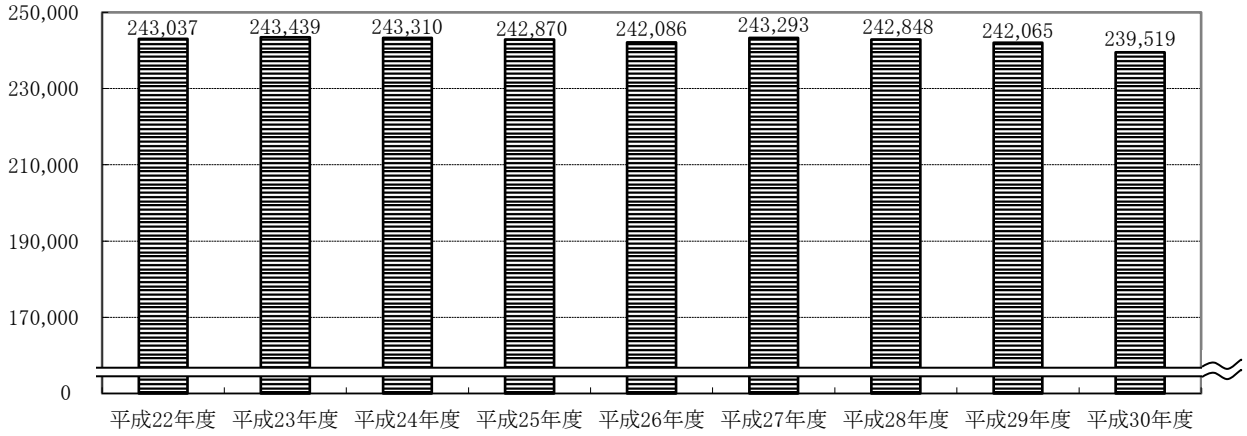

【世　帯】

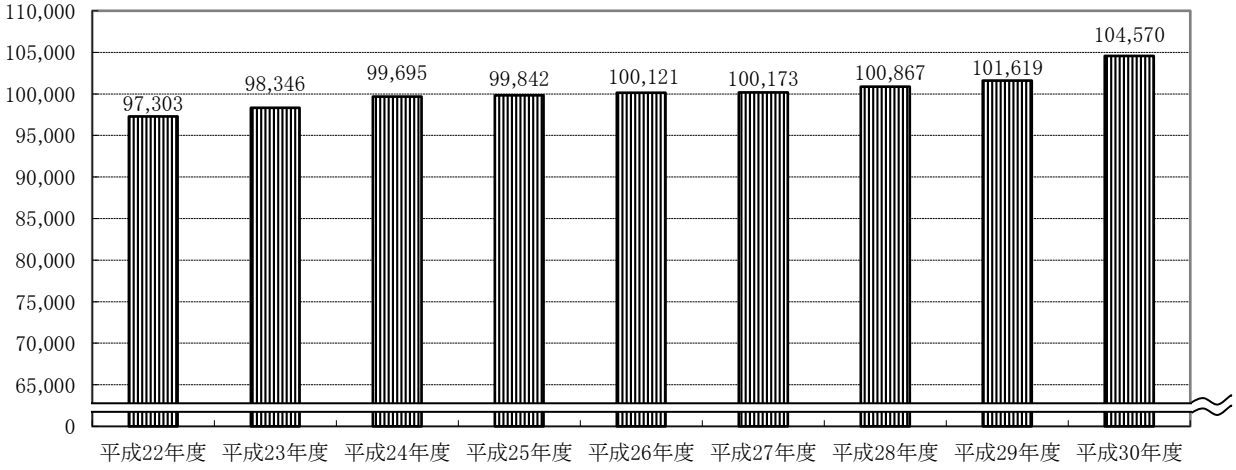

2 市の予算と決算

(1) 平成30年度一般会計当初予算

（単位：千円、％）

歳入 科目	予算額	構成比	歳出 科目	予算額	構成比
合計	87,780,000	100.0	合計	87,780,000	100.0
1 市税	36,389,000	41.5	1 議会費	460,600	0.5
2 地方譲与税	838,400	1.0	2 総務費	11,012,890	12.5
3 利子割交付金	50,000	0.1	3 民生費	32,134,960	36.6
4 地方消費税交付金	4,827,400	5.5	4 衛生費	5,107,970	5.8
5 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.0	5 労働費	241,340	0.3
6 自動車取得税交付金	201,700	0.2	6 農林水産業費	2,492,010	2.8
7 配当割交付金	75,000	0.1	7 商工費	4,084,900	4.7
8 株式等譲渡所得割交付金	76,000	0.1	8 土木費	8,430,600	9.6
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	31,000	0.0	9 消防費	2,684,050	3.1
10 地方特例交付金	166,000	0.2	10 教育費	8,239,180	9.4
11 地方交付税	13,210,000	15.1	11 公債費	10,115,950	11.5
12 交通安全対策特別交付金	51,700	0.1	12 諸支出金	2,625,550	3.0
13 分担金及び負担金	1,356,030	1.5	13 予備費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,755,360	2.0			
15 国庫支出金	10,917,650	12.4			
16 県支出金	5,181,160	5.9			
17 財産収入	376,760	0.4			
18 寄附金	27,440	0.0			
19 繰入金	1,591,380	1.8			
20 繰越金	30,000	0.0			
21 諸収入	3,394,820	3.9			
22 市債	7,204,200	8.2			

※　構成比は端数処理の関係で合計が100．0にならない場合があります。

(2) 平成29年度一般会計決算状況

（単位：千円、％）

歳入 科目	決算額	構成比	歳出 科目	決算額	構成比
合計	91,288,299	100.0	合計	89,611,460	100.0
1 市税	36,623,487	40.1	1 議会費	449,963	0.5
2 地方譲与税	843,362	0.9	2 総務費	11,611,909	13.0
3 利子割交付金	61,415	0.1	3 民生費	33,718,692	37.6
4 地方消費税交付金	4,767,866	5.2	4 衛生費	4,947,227	5.5
5 ゴルフ場利用税交付金	29,681	0.0	5 労働費	236,035	0.3
6 自動車取得税交付金	215,730	0.2	6 農林水産業費	2,439,116	2.7
7 配当割交付金	146,645	0.2	7 商工費	3,649,287	4.1
8 株式等譲渡所得割交付金	159,219	0.2	8 土木費	6,764,111	7.5
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	32,048	0.0	9 消防費	2,570,669	2.9
10 地方特例交付金	143,337	0.2	10 教育費	9,262,263	10.3
11 地方交付税	14,629,346	16.0	11 公債費	10,730,054	12.0
12 交通安全対策特別交付金	52,155	0.1	12 諸支出金	3,232,134	3.6
13 分担金及び負担金	1,348,240	1.5	13 予備費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,688,818	1.9			
15 国庫支出金	11,156,937	12.2			
16 県支出金	5,320,656	5.8			
17 財産収入	438,336	0.5			
18 寄附金	95,203	0.1			
19 繰入金	1,664,642	1.8			
20 繰越金	1,675,065	1.8			
21 諸収入	2,945,711	3.2			
22 市債	7,250,400	8.0			

※　構成比は端数処理の関係で合計が100．0にならない場合があります。

平成30年度一般会計当初予算

歳入　87,780,000千円　　歳出　87,780,000千円

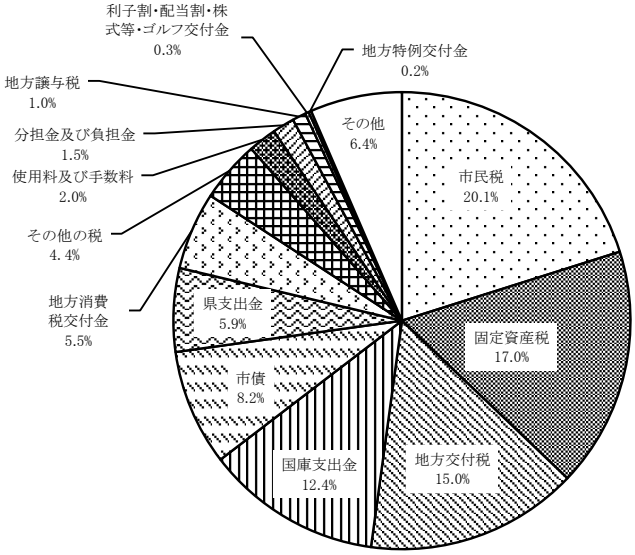

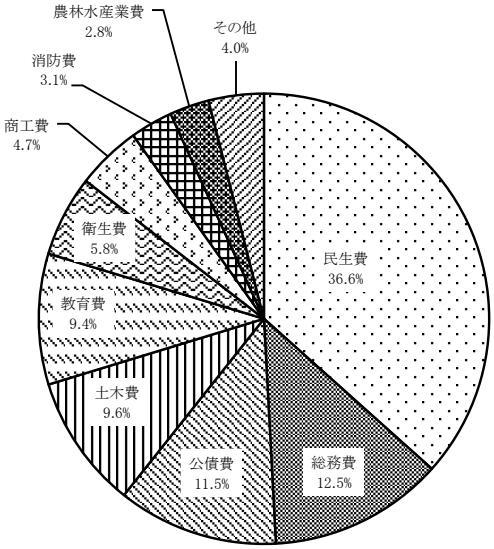

平成29年度一般会計決算額

歳入　91,288,299千円　　歳出　89,611,460千円

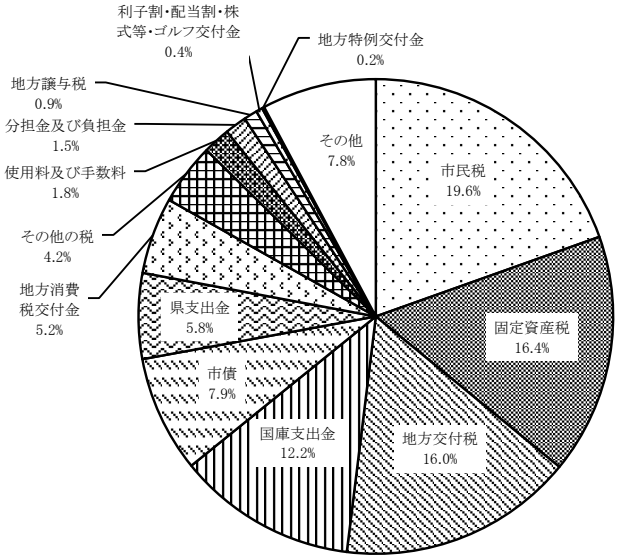

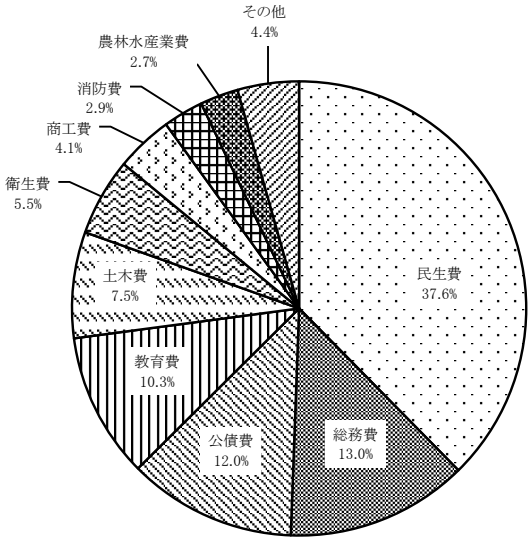

3 税務機構と事務分掌

（平成30年4月現在）

区分		係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌
財政部	市民税課		1								1	
		庶務担当		(2) 2	1	0	3	0	0	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(3) 5	5	0	3	6	3	0	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	7	6	0	6	6	3	1	30	
	資産税課		1								1	
		庶務係		(1) 1	2	0	0	2	0	1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		1	3	0	2	0	1	1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(1) 3	1	0	3	2	3	3	15	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	5	6	0	5	4	4	5	30	
	納税課		1								1	
		庶務係		(1) 1	3	0	2	0	0	1	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(3) 6	6	1	3	5	4	2	27	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督励、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	7	9	1	5	5	4	3	35	

健康福祉部	保険課		1								1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督励及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託
		保険税担当		(6) 8	6	0	2	3	3	14	36	
		計	1	8	6	0	2	3	3	14	37	

（ ）内の数字は課長補佐（再掲）

Ⅱ　市税総括

1　30年度市税の当初予算

区分			平成30年度 当初予算額(A)	平成29年度 当初予算額(B)	平成29年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B
合計			千円 36,389,000	千円 36,045,000	千円 36,318,000	% 1.0
1　市民税			17,664,000	17,314,000	17,657,000	2.0
	(1)　個人	現年課税分	13,725,000	13,502,000	13,531,000	1.7
		滞納繰越分	145,000	156,000	156,000	△ 7.1
	(2)　法人	現年課税分	3,787,000	3,647,000	3,961,000	3.8
		滞納繰越分	7,000	9,000	9,000	△ 22.2
2　固定資産税			14,915,000	14,864,000	14,864,000	0.3
	(1)　純固定資産税	現年課税分	14,619,000	14,546,000	14,546,000	0.5
		滞納繰越分	154,000	178,000	178,000	△ 13.5
	(2)　交付金		142,000	140,000	140,000	1.4
3　軽自動車税			670,000	622,000	622,000	7.7
		現年課税分	663,000	616,000	616,000	7.6
		滞納繰越分	7,000	6,000	6,000	16.7
4　市たばこ税			1,448,000	1,553,000	1,488,000	△ 6.8
5　入湯税			87,000	93,000	88,000	△ 6.5
		現年課税分	87,000	93,000	88,000	△ 6.5
		滞納繰越分	0	0	0	－
6　都市計画税			1,605,000	1,599,000	1,599,000	0.4
		現年課税分	1,589,000	1,579,000	1,579,000	0.6
		滞納繰越分	16,000	20,000	20,000	△ 20.0
国民健康保険税			5,265,170	5,699,620	5,446,680	△ 7.6
	(1)医療分	(ア)一般分 現年課税分	3,380,090	3,595,320	3,459,240	△ 6.0
		(ア)一般分 滞納繰越分	175,390	200,370	188,340	△ 12.5
		(イ)退職分 現年課税分	25,210	56,870	67,330	△ 55.7
		(イ)退職分 滞納繰越分	4,610	7,760	6,040	△ 40.6
	(2)支援金分	(ア)一般分 現年課税分	1,162,030	1,248,970	1,200,060	△ 7.0
		(ア)一般分 滞納繰越分	56,640	63,760	56,440	△ 11.2
		(イ)退職分 現年課税分	8,520	19,670	23,390	△ 56.7
		(イ)退職分 滞納繰越分	1,400	2,330	1,790	△ 39.9
	(3)介護分	(ア)一般分 現年課税分	410,990	449,380	390,870	△ 8.5
		(ア)一般分 滞納繰越分	30,360	33,260	31,170	△ 8.7
		(イ)退職分 現年課税分	8,610	19,550	20,120	△ 56.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	1,320	2,380	1,890	△ 44.5

2 税目別決算額比較表

科目	平成26年度 決算額					平成27年度 決算額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合計	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2	95.20	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1
現年課税分	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1	98.70	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2
滞納繰越分	1,851,884	0.2	506,830	11.6	27.37	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2
1 市民税	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8	95.67	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2
現年課税分	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7	98.75	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4
滞納繰越分	802,512	2.9	234,806	11.2	29.26	724,891	△ 9.7	205,754	△ 12.4
2 固定資産税	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2	94.29	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4
現年課税分	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0	98.53	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1
滞納繰越分	916,662	△ 2.3	238,708	12.7	26.04	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0
3 軽自動車税	532,665	4.2	500,909	3.8	94.04	542,058	1.8	511,739	2.2
現年課税分	502,355	3.3	493,349	3.7	98.21	513,611	2.2	504,910	2.3
滞納繰越分	30,310	22.2	7,560	6.2	24.94	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7
4 市たばこ税	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1
現年課税分	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 入湯税	93,357	0.5	92,960	0.6	99.57	94,796	1.5	90,920	△ 2.2
現年課税分	93,035	0.3	92,638	0.2	99.57	94,361	1.4	90,562	△ 2.2
滞納繰越分	322	92.8	322	皆増	100.00	435	35.1	358	11.2
6 都市計画税	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2	93.99	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1
現年課税分	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1	98.52	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3
滞納繰越分	102,078	△ 2.3	25,434	6.2	24.92	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8
国民健康保険税	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5	71.65	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4
現年課税分	5,512,077	△ 2.6	4,975,798	△ 2.8	90.27	5,317,787	△ 3.5	4,832,159	△ 2.9
滞納繰越分	1,797,585	△ 2.0	261,689	△ 13.9	14.56	1,926,004	7.1	281,951	7.7

	平成28年度					平成29年度				
	決算額					決算額				
収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
95.39	37,285,808	△ 0.7	35,749,498	△ 0.2	95.88	37,931,826	1.7	36,623,487	2.4	96.55
98.73	35,702,389	△ 0.4	35,305,760	△ 0.3	98.89	36,550,196	2.4	36,226,628	2.6	99.11
25.21	1,583,419	△ 7.1	443,738	3.2	28.02	1,381,630	△ 12.7	396,859	△ 10.6	28.72
95.95	17,827,700	△ 2.1	17,152,049	△ 1.8	96.21	18,447,362	3.5	17,850,718	4.1	96.77
98.75	17,134,946	△ 2.0	16,940,383	△ 1.9	98.86	17,821,314	4.0	17,655,675	4.2	99.07
28.38	692,754	△ 4.4	211,666	2.9	30.55	626,048	△ 9.6	195,043	△ 7.9	31.15
94.41	15,490,859	0.4	14,745,133	1.2	95.19	15,559,422	0.4	14,948,199	1.4	96.07
98.60	14,714,792	0.9	14,543,671	1.2	98.84	14,905,431	1.3	14,774,135	1.6	99.12
22.88	776,067	△ 9.3	201,462	2.9	25.96	653,991	△ 15.7	174,064	△ 13.6	26.62
94.41	643,608	18.7	610,877	19.4	94.91	670,979	4.3	638,639	4.5	95.18
98.31	616,744	20.1	604,351	19.7	97.99	642,594	4.2	630,970	4.4	98.19
24.01	26,864	△ 5.6	6,526	△ 4.4	24.29	28,385	5.7	7,669	17.5	27.02
100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
—	0.0	—	0.0	—	—	–	—	–	—	—
95.91	93,590	△ 1.3	92,172	1.4	98.48	91,540	△ 2.2	89,573	△ 2.8	97.85
95.97	89,934	△ 4.7	89,914	△ 0.7	99.98	89,142	△ 0.9	88,368	△ 1.7	99.13
82.25	3,656	740.5	2,258	530.7	61.73	2,398	△ 34.4	1,205	△ 46.6	50.25
94.18	1,663,591	0.4	1,582,807	1.4	95.14	1,672,137	0.5	1,605,972	1.5	96.04
98.59	1,579,513	1.1	1,560,981	1.4	98.83	1,601,329	1.4	1,587,094	1.7	99.11
22.15	84,078	△ 12.0	21,826	3.1	25.96	70,808	△ 15.8	18,878	△ 13.5	26.66
70.60	7,725,482	6.6	5,664,426	10.8	73.32	7,423,084	△ 3.9	5,475,917	△ 3.3	73.77
90.87	5,862,317	10.2	5,375,121	11.2	91.69	5,629,608	△ 4.0	5,189,213	△ 3.5	92.18
14.64	1,863,165	△ 3.3	289,305	2.6	15.53	1,793,476	△ 3.7	286,704	△ 0.9	15.99

3 29年度市税の収納実績

税目		調定額 現年課税分 (A)	調定額 滞納繰越分 (B)	調定額 合計 (C)	収 現年課税分 (D)
合計		千円 36,550,196	千円 1,381,630	千円 37,931,826	千円 36,226,628
普通税	計	34,859,725	1,308,424	36,168,149	34,551,166
	1 市民税	17,821,314	626,048	18,447,362	17,655,675
	(1) 個人均等割	418,404	18,127	436,531	415,231
	(2) 個人所得割	13,312,769	574,262	13,887,031	13,154,399
	(上記のうち退職所得分)	78,188	―	78,188	78,188
	(3) 法人均等割	984,102	8,098	992,200	983,102
	(4) 法人税割	3,106,039	25,561	3,131,600	3,102,943
	2 固定資産税	14,905,431	653,991	15,559,422	14,774,135
	(1) 純固定資産税	14,765,356	653,991	15,419,347	14,634,060
	ア 土地	5,438,453	240,881	5,679,334	5,389,724
	イ 家屋	7,014,136	310,672	7,324,808	6,952,642
	ウ 償却資産	2,312,767	102,438	2,415,205	2,291,694
	(2) 交付金	140,075	―	140,075	140,075
	3 軽自動車税	642,594	28,385	670,979	630,970
	4 市たばこ税	1,490,386	―	1,490,386	1,490,386
目的税	計	1,690,471	73,206	1,763,677	1,675,462
	1 入湯税	89,142	2,398	91,540	88,368
	2 都市計画税	1,601,329	70,808	1,672,137	1,587,094
	(1) 土地	828,259	36,624	864,883	820,845
	(2) 家屋	773,070	34,184	807,254	766,249
国民健康保険税		5,629,608	1,793,476	7,423,084	5,189,213

入　　額		収　　納　　率			
滞納繰越分 (E)	合　　計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合　計 (F)/(C)×100	前 年 度
千円	千円	%	%	%	%
396,859	36,623,487	99.11	28.72	96.55	95.88
376,776	34,927,942	99.11	28.80	96.57	95.91
195,043	17,850,718	99.07	31.15	96.77	96.21
5,768	420,999	98.82	31.82	96.05	95.43
182,735	13,337,134	98.82	31.82	96.05	95.43
―	78,188	100.00	―	100.00	100.00
1,574	984,676	99.90	19.43	99.24	99.16
4,966	3,107,909	99.90	19.43	99.24	99.16
174,064	14,948,199	99.12	26.62	96.07	95.19
174,064	14,808,124	99.11	26.62	96.04	95.14
64,108	5,453,832	99.11	26.62	96.04	95.14
82,698	7,035,340	99.11	26.62	96.04	95.14
27,258	2,318,952	99.11	26.62	96.04	95.14
―	140,075	100.00	―	100.00	100.00
7,669	638,639	98.19	27.02	95.18	94.41
―	1,490,386	100.00	―	100.00	100.00
20,083	1,695,545	99.11	27.43	96.14	95.32
1,205	89,573	99.13	50.25	97.85	98.48
18,878	1,605,972	99.11	26.66	96.04	95.14
9,764	830,609	99.11	26.66	96.04	95.14
9,114	775,363	99.11	26.66	96.04	95.14
286,704	5,475,917	92.18	15.99	73.77	73.32

4 市税負担状況調

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率
人口一人当たり	市税総額	円 148,729	% 0.4	円 148,589	% △ 0.1	円 152,598	% 2.7
	市民税個人	56,241	5.1	55,949	△ 0.5	57,328	2.5
	純固定資産税	59,916	△ 0.9	60,678	1.3	61,646	1.6
	その他の税	32,572	△ 4.8	31,962	△ 1.9	33,624	5.2
一世帯当たり	市税総額	348,260	△ 0.3	344,259	△ 1.1	349,529	1.5
	市民税個人	131,692	4.4	129,625	△ 1.6	131,311	1.3
	純固定資産税	140,298	△ 1.6	140,581	0.2	141,201	0.4
	その他の税	76,270	△ 5.4	74,053	△ 2.9	77,017	4.0

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ　市県民税

1 年度別納税義務者調

(1)　市民税(個人)

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
			人	人	人
合計		納税義務者数	116,892	118,042	119,554
		均等割のみ	8,209	8,350	8,545
		均等割・所得割合算	108,683	109,692	111,009
特別徴収	給与	納税義務者数	69,346	71,597	80,025
		均等割のみ	1,649	1,715	2,299
		均等割・所得割合算	67,697	69,882	77,726
	年金	納税義務者数	17,945	18,354	18,679
		均等割のみ	2,744	3,031	3,144
		均等割・所得割合算	15,201	15,323	15,535
普通徴収		納税義務者数	29,601	28,091	20,850
		均等割のみ	3,816	3,604	3,102
		均等割・所得割合算	25,785	24,487	17,748
特別徴収義務者		給与	7,307	7,683	9,672
		年金	9	9	9

備考　7月1日現在の現年課税分

(2)　県民税(個人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人	人	人
納税義務者数	116,914	118,121	119,617
均等割のみ	8,249	8,401	8,596
均等割・所得割合算	108,665	109,720	111,021

備考　6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
		千円	千円	千円
合計	課税所得金額	227,769,610	235,590,903	237,379,120
	所得割	12,905,487	13,208,860	13,290,001
	均等割	409,196	413,414	382,653
	計	13,314,683	13,622,274	13,672,654
特別徴収	所得割	9,925,587	10,168,878	10,913,116
	均等割	289,615	297,580	290,232
	計	10,215,202	10,466,458	11,203,348
普通徴収	所得割	2,979,900	3,039,982	2,376,885
	均等割	119,581	115,834	92,421
	計	3,099,481	3,155,816	2,469,306

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
		千円	千円	千円
合計	課税所得金額	227,769,610	235,590,903	237,379,120
	所得割	8,601,377	8,803,535	8,857,741
	均等割	233,825	236,236	239,230
	計	8,835,202	9,039,771	9,096,971
特別徴収	所得割	6,615,567	6,777,702	7,273,741
	均等割	165,488	170,041	186,415
	計	6,781,055	6,947,743	7,460,156
普通徴収	所得割	1,985,810	2,025,833	1,584,000
	均等割	68,337	66,195	52,815
	計	2,054,147	2,092,028	1,636,815

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区分＼年度	平成28年度 人員	平成28年度 構成比	平成29年度 人員	平成29年度 構成比	平成30年度 人員	平成30年度 構成比
	人	%	人	%	人	%
給与所得者	86,937	80.0	87,974	80.2	89,344	80.5
営業等所得者	4,211	3.9	4,226	3.9	4,230	3.8
農業所得者	621	0.6	631	0.6	629	0.6
その他の所得者	15,838	14.6	15,856	14.5	15,586	14.0
譲渡所得等の所得者	1,076	1.0	1,005	0.9	1,220	1.1
合計	108,683	100.0	109,692	100.0	111,009	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区分＼年度	平成28年度 税額	平成28年度 構成比	平成29年度 税額	平成29年度 構成比	平成30年度 税額	平成30年度 構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
給与所得者	10,771,355	83.6	10,958,179	83.1	11,029,568	83.1
営業等所得者	620,811	4.8	633,620	4.8	638,423	4.8
農業所得者	74,113	0.6	82,616	0.6	71,939	0.5
その他の所得者	966,180	7.5	971,442	7.4	962,467	7.3
譲渡所得等の所得者	456,397	3.5	542,979	4.1	566,827	4.3
合計	12,888,856	100.0	13,188,836	100.0	13,269,224	100.0
(平均税率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 30年度課税状況調(当初)

区分 / 所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
	人	千円
給与所得者	4,090	14,314
営業等所得者	751	2,629
農業所得者	117	410
その他の所得者	3,587	12,555
家屋敷等のみ	0	0
合計	8,545	29,908
平成29年度	8,350	29,226

備考 7月1日現在の現年課税分

5 30年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

区分 / 課税標準段階	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,722	2,957,169	35,040	3,883	1,891,133	26,672	82,494	4,996,391
10万円超～100万円以下	36,958	49,731,053	6,769	10,833	804,529	49,459	118,536	50,721,179
100万円超～200万円以下	31,179	76,864,524	9,559	11,657	705,375	3,909	125,112	77,720,136
200万円超～300万円以下	17,363	65,491,877	12,443	6,539	597,238	788	93,784	66,202,669
300万円超～400万円以下	9,365	47,410,156	4,870	5,809	261,865	4,305	114,088	47,801,093
400万円超～550万円以下	5,863	37,744,565	6,086	8,542	599,162	18,705	81,151	38,458,211
550万円超～700万円以下	2,181	17,687,704	9,539	8,616	102,658	183	30,266	17,838,966
700万円超～1,000万円以下	1,498	15,341,715	4,052	6,872	162,811	0	175,949	15,691,399
1,000万円を超える金額	1,880	37,902,675	5,817	70,663	509,424	5,602	3,308,639	41,802,820
合計	111,009	351,131,438	94,175	133,414	5,634,195	109,623	4,130,019	361,232,864

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合　　計	
人　員	均等割額	所得割額	人　員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
89,760	314,160	11,205,182	93,850	11,533,656
4,260	14,910	650,385	5,011	667,924
632	2,212	72,229	749	74,851
16,357	57,249	1,341,663	19,944	1,411,467
0	0	0	0	0
111,009	388,531	13,269,459	119,554	13,687,898
109,692	383,924	13,188,909	118,042	13,602,059

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区分 ＼ 年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,293	5,261	5,250	5,264
1千万円以下	50人超	43	50	51	51
1千万円超1億円以下	50人以下	1,230	1,224	1,240	1,237
1千万円超1億円以下	50人超	107	109	108	110
1億円超10億円以下	50人以下	401	414	445	438
1億円超10億円以下	50人超	57	55	55	54
10億円超	50人以下	601	625	621	625
10億円超50億円以下	50人超	18	20	19	20
50億円超	50人超	47	48	55	57
合計		7,797	7,806	7,844	7,856
伸率		0.7 %	0.1 %	0.5 %	0.2 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
30年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税割	3,299,823	2,922,911	2,651,251	3,050,764
	均等割	944,617	914,506	949,648	967,580
	計	4,244,440	3,837,417	3,600,899	4,018,344
過年度分	税割	64,233	73,761	72,037	55,275
	均等割	14,389	14,128	18,906	16,522
	計	78,622	87,889	90,943	71,797
合計	税割	3,364,056	2,996,672	2,723,288	3,106,039
	均等割	959,006	928,634	968,554	984,102
	計	4,323,062	3,925,306	3,691,842	4,090,141
	伸率	10.5 %	△ 9.2 %	△ 5.9 %	10.8 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成29年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法 人 数(7,844社)

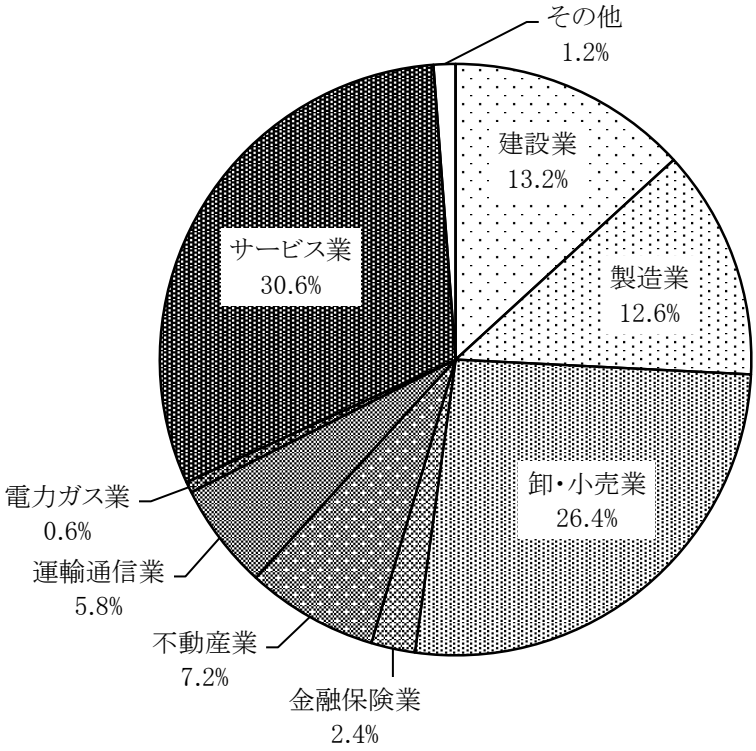

税 割 額 (3,050,764千円)

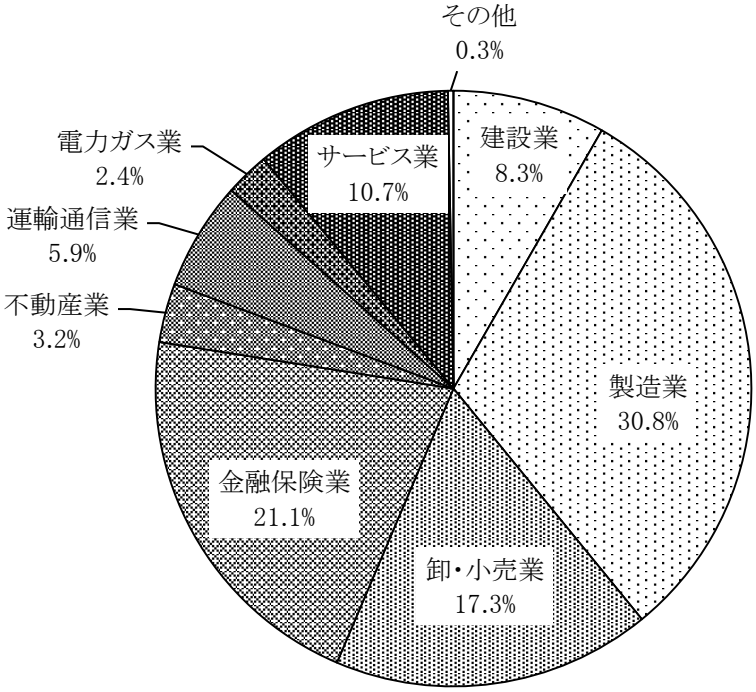

(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農　業	林　業	鉱　業	建 設 業
18	19.6 4,029,160	83.8 91,594	18.6 3,937,566	153.3 1,231	△ 85.1 426	1047.5 1,377	41.3 164,331
19	15.3 4,644,433	138.5 218,420	12.4 4,426,013	40.6 1,731	165.7 1,132	△ 71.7 390	8.0 177,508
20	△ 30.2 3,243,999	△ 68.3 69,284	△ 28.3 3,174,715	1.5 1,757	△ 18.1 927	△ 68.7 122	△ 12.7 154,930
21	△ 38.5 1,993,477	△ 6.8 64,570	△ 39.2 1,928,907	△ 81.3 328	△ 96.9 29	△ 18.9 99	△ 21.1 122,287
22	32.2 2,635,677	△ 20.0 51,637	34.0 2,584,040	430.5 1,740	113.8 62	△ 62.6 37	10.3 134,853
23	△ 3.3 2,548,934	△ 28.9 36,719	△ 2.8 2,512,215	△ 29.1 1,234	4112.9 2,612	1973.0 767	△ 4.5 128,759
24	1.1 2,577,306	△ 23.5 28,105	1.5 2,549,201	98.3 2,447	18.8 3,104	△ 21.4 603	9.0 140,356
25	14.7 2,955,809	159.1 72,830	13.1 2,882,979	6.8 2,614	△ 0.9 3,076	△ 33.5 401	24.5 174,705
26	13.8 3,364,056	△ 11.8 64,233	14.5 3,299,823	△ 15.1 2,220	△ 12.8 2,681	270.6 1,486	22.7 214,316
27	△ 10.9 2,996,672	14.8 73,761	△ 11.4 2,922,911	43.4 3,184	△ 14.9 2,282	△ 43.2 844	△ 0.2 213,829
28	△ 9.1 2,723,287	△ 2.3 72,036	△ 9.3 2,651,251	13.9 3,625	24.9 2,850	40.3 1,184	△ 2.0 209,482
29	14.1 3,106,039	△ 23.3 55,275	15.1 3,050,764	△ 42.2 2,094	8.1 3,082	135.7 2,791	20.5 252,352

上段 前年対比伸率 %
下段 決 算 額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸通信業	電力ガス業	サービス業
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

Ⅳ　固定資産税

1　固定資産税の年度別調定額

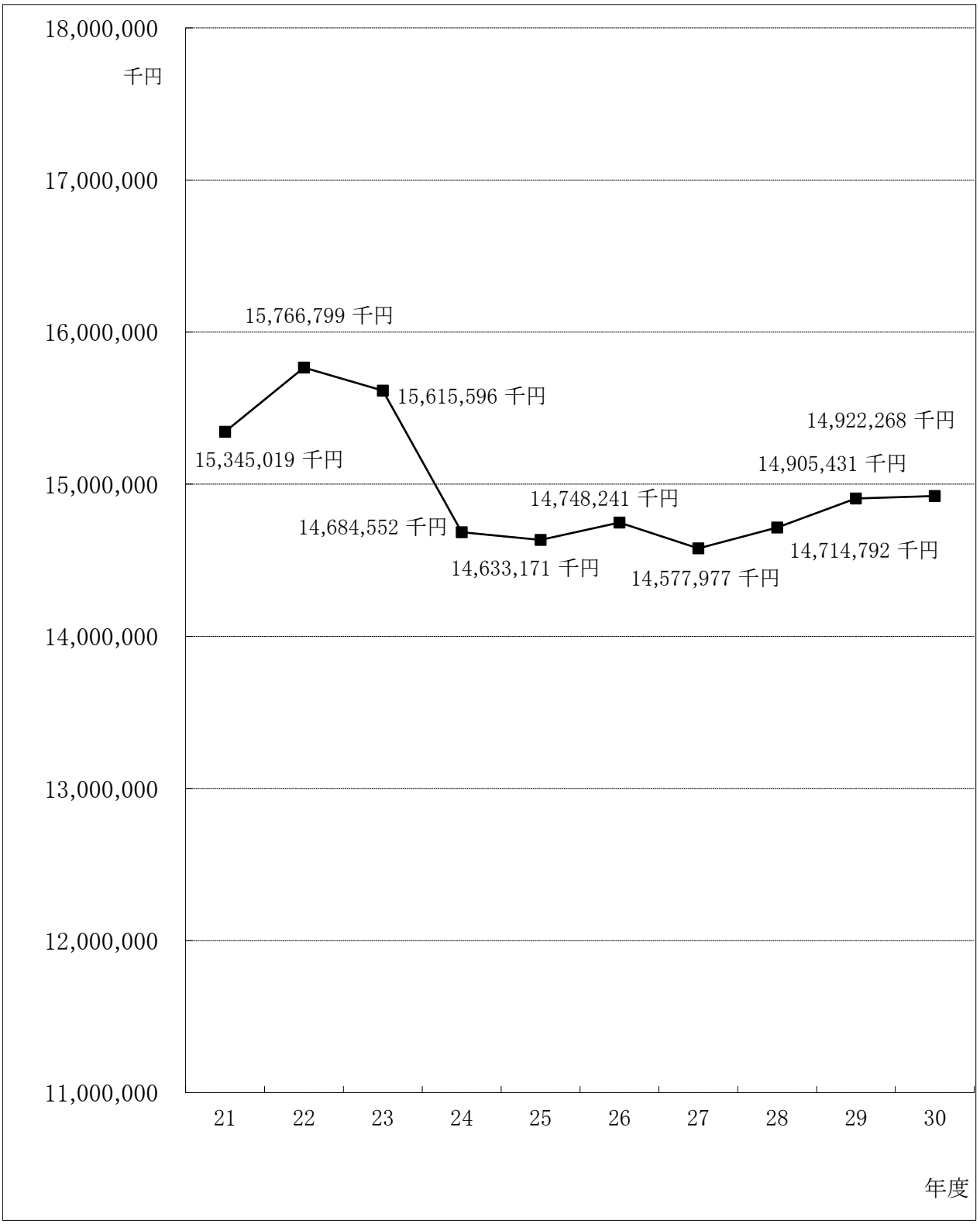

（注）1　30年度は7月末調定の数値
　　2　調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
課税標準額	土地	396,013,300千円	396,171,465千円	395,098,213千円	396,058,606千円
	家屋	489,072,452	497,641,141	509,570,041	499,236,640
	償却資産	163,357,776	165,593,655	168,020,197	178,740,070
	計	1,048,443,528	1,059,406,261	1,072,688,451	1,074,035,316
税額		14,446,453	14,579,421	14,765,356	14,780,218
納税義務者		91,903人	92,252人	92,617人	92,485人

(注) 1 30年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
算定標準額	9,394,637千円	9,669,458千円	10,005,435千円	10,146,508千円
税額	131,524	135,371	140,075	142,050
納税義務者	16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
課税標準額	1,057,838,165千円	1,069,075,719千円	1,082,693,886千円	1,084,181,824千円
税額	14,577,977	14,714,792	14,905,431	14,922,268

3 土地の概要

区　　分	年度	合　計	田	畑	宅　地
地　　積 （千㎡）	28	203,673	49,327	32,065	39,408
	29	203,693	49,245	31,924	39,576
	30	203,450	48,906	28,573	39,790
評 価 額 （ ）内は 課税標準額 （千円）	28	(396,195,515) 1,031,316,959	(14,263,008) 33,599,563	(8,939,477) 34,714,872	(323,867,895) 892,640,859
	29	(395,118,857) 1,028,834,228	(14,140,425) 32,441,269	(9,046,539) 33,724,588	(323,566,544) 893,412,435
	30	(396,090,305) 1,035,930,077	(13,933,583) 31,180,133	(9,047,475) 32,784,563	(325,644,396) 903,634,998
筆　　数 （筆）	28	367,564	41,771	45,726	224,354
	29	368,503	41,588	45,550	225,662
	30	369,834	40,811	39,959	227,734
提示平均価額 （円／㎡）	28		140	48	22,932
	29		140	48	22,835
	30		140	50	22,956
平均価格 （ ）内は 最高価格 （円／㎡）	28	4,774	140 (169)	48 (83)	22,533 (213,240)
	29	4,763	140 (169)	48 (83)	22,454 (210,760)
	30	4,796	140 (169)	50 (83)	22,584 (206,500)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。（平均価格を除く）
2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
3 各年度とも概要調書の数値

鉱 泉 地	池　沼	山　林	原　野	雑 種 地
0.478	3,715	64,389	9,425	5,344
0.585	3,715	64,461	9,397	5,374
0.585	3,721	68,166	8,938	5,355
(69,780) 69,780	(103,850) 118,944	(1,487,319) 1,577,447	(415,942) 506,235	(47,048,244) 68,089,259
(70,130) 70,130	(103,850) 118,944	(1,469,129) 1,550,053	(412,649) 500,669	(46,309,591) 67,016,140
(68,030) 68,030	(107,434) 125,822	(1,534,488) 1,611,487	(387,407) 470,463	(45,367,492) 66,054,581
35	352	31,675	11,578	12,073
35	352	31,720	11,542	12,054
35	352	38,237	10,728	11,978
		20		
		20		
		20		
145,983 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,500)	12,717 (175,000)
119,880 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,060)	12,443 (170,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,305 (168,000)

4 家屋の概要

区　　分	年 度	棟　　数	床 面 積
総　　数	28	120,809	18,249 千㎡
	29	121,201	18,342
	30	121,483	18,393
木　　造	28	85,774	9,777
	29	85,923	9,822
	30	86,020	9,859
非 木 造	28	35,035	8,472
	29	35,278	8,520
	30	35,463	8,534

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。
2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区　　分	年　度	決 定 価 格
総　　数	28	168,743,775 千円
	29	170,031,999
	30	182,327,986
構　築　物	28	27,340,786
	29	29,330,549
	30	35,565,211
機 械 及 び 装 置	28	60,613,388
	29	62,081,069
	30	63,638,151
船　　舶	28	6,603
	29	3,260
	30	2,451
航　空　機	28	124,664
	29	406,094
	30	505,566
車 両 及 び 運 搬 具	28	869,167
	29	865,550
	30	911,410
工 具 器 具 及 び 備 品	28	23,890,751
	29	23,734,249
	30	27,108,468
法 第 389 条 関 係 分(配　分)	28	55,898,416
	29	53,611,228
	30	54,596,729

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。
2 各年度とも概要調書の数値

評　価　額	平　均　価　格
498,457,635 千円	㎡当り　27,313 円
510,470,758	27,830
500,320,604	27,202
164,854,887	16,861
170,199,420	17,328
166,110,056	16,849
333,602,748	39,376
340,271,338	39,938
334,210,548	39,162

課 税 標 準 額	課　税　標　準　額　の　内　訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
164,423,883 千円	6,506,167 千円	102,485,329 千円
166,404,673	5,875,443	106,918,002
178,295,672	3,992,230	120,844,188
26,832,688	416,088	26,416,600
28,788,564	377,682	28,410,882
35,105,901	299,459	34,806,442
57,306,450	6,019,519	51,286,931
59,005,332	5,475,063	53,530,269
61,218,167	3,672,033	57,546,134
6,603	0	6,603
3,260	0	3,260
2,451	0	2,451
124,664	0	124,664
406,094	0	406,094
505,566	0	505,566
869,167	0	869,167
865,532	74	865,458
911,395	77	911,318
23,851,924	70,560	23,781,364
23,724,663	22,624	23,702,039
27,092,938	20,661	27,072,277
55,432,387	―	―
53,611,228	―	―
53,459,254	―	―

6 年度別新増分家屋

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造家屋	専用住宅	棟数(棟)	781	823	784
		床面積(㎡)	91,050	94,216	89,815
		決定価格(千円)	4,850,843	5,036,051	5,238,825
	その他	棟数(棟)	119	112	105
		床面積(㎡)	20,306	15,933	17,171
		決定価格(千円)	963,667	750,792	835,482
木造以外の家屋		棟数(棟)	304	422	383
		床面積(㎡)	70,218	108,158	66,205
		決定価格(千円)	5,874,374	8,286,264	5,309,593
合計		棟数(棟)	1,204	1,357	1,272
		床面積(㎡)	181,574	218,307	173,191
		決定価格(千円)	11,688,884	14,073,107	11,383,900

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造家屋	専用住宅	棟数(棟)	618	702	688
		床面積(㎡)	46,840	51,182	51,452
		決定価格(千円)	418,939	462,621	418,721
	その他	棟数(棟)	391	357	347
		床面積(㎡)	21,952	16,219	18,317
		決定価格(千円)	125,984	78,517	121,132
木造以外の家屋		棟数(棟)	329	257	262
		床面積(㎡)	92,502	56,620	50,245
		決定価格(千円)	2,840,508	1,542,496	1,130,323
合計		棟数(棟)	1,338	1,316	1,297
		床面積(㎡)	161,294	124,021	120,014
		決定価格(千円)	3,385,431	2,083,634	1,670,176

備考 各年度とも概要調書の数値

Ⅴ　諸税・その他

1 市たばこ税

区　分	平　成　27　年　度	平　成　28　年　度	平　成　29　年　度
消　費　本　数	315,986 千本	303,536 千本	287,310 千本
調　　定　　額	1,626,987 千円	1,566,460 千円	1,490,386 千円

2 入湯税

区　分	平　成　27　年　度	平　成　28　年　度	平　成　29　年　度
課　税　人　員	771,819 人	736,506 人	723,298 人
調　　定　　額	94,361 千円	89,934 千円	89,142 千円

3 都市計画税

区　分		平　成　28　年　度	平　成　29　年　度	平　成　30　年　度
課税標準額	土　地	415,196,910 千円	416,606,771 千円	423,409,014 千円
	家　屋	379,432,373 千円	388,847,248 千円	382,018,758 千円
	計	794,629,283 千円	805,454,019 千円	805,427,772 千円
調　　定　　額		1,579,513 千円	1,601,329 千円	1,595,253 千円
納税義務者数		58,517 人	58,715 人	58,807 人

備考　30年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区　分	平　成　28　年　度	平　成　29　年　度	平　成　30　年　度
調　　定　　額	5,962,876 千円	5,642,628 千円	5,464,478 千円
	35,317 世帯	33,999 世帯	33,134 世帯
	7割軽減対象世帯数 8,927 世帯	7割軽減対象世帯数 8,717 世帯	7割軽減対象世帯数 8,761 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,986 世帯	5割軽減対象世帯数 4,981 世帯	5割軽減対象世帯数 4,802 世帯
	2割軽減対象世帯数 4,044 世帯	2割軽減対象世帯数 3,771 世帯	2割軽減対象世帯数 3,664 世帯

備考　各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

区分			年度	賦課期日現在台数 一般	官公署	計 (1)	非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額
総数			28	101,010 台	459 台	101,469 台	459 台	1,485 台	99,525 台	616,301 千円
			29	100,958	458	101,416	458	1,509	99,449	642,811
			30	101,173	454	101,627	454	1,555	99,618	666,091
原動機付自転車	50cc以下		28	10,394	41	10,435	41	43	10,351	20,702
			29	9,699	41	9,740	41	40	9,659	19,318
			30	9,223	41	9,264	41	56	9,167	18,334
	50cc超 90cc以下		28	875	17	892	17	5	870	1,740
			29	832	17	849	17	4	828	1,656
			30	806	17	823	17	5	801	1,602
	90cc超 125cc以下		28	1,350	14	1,364	14	4	1,346	3,230
			29	1,388	15	1,403	15	6	1,382	3,317
			30	1,412	15	1,427	15	4	1,408	3,379
	ミニカー		28	147	1	148	1	0	147	544
			29	144	1	145	1	0	144	533
			30	136	1	137	1	1	135	500
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)		28	3,299	8	3,307	8	0	3,299	11,876
			29	3,202	8	3,210	8	0	3,202	11,527
			30	3,173	8	3,181	8	0	3,173	11,423
	三輪車		28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (新税率)		28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (重課税率)		28	3	0	3	0	0	3	14
			29	3	0	3	0	0	3	14
			30	3	0	3	0	0	3	14
	三輪車 (75%軽課)		28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (50%軽課)		28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (25%軽課)		28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車	乗用 営業用	28	4	0	4	0	0	4	22
			29	6	0	6	0	0	6	33
			30	8	0	8	0	0	8	44
		乗用 自家用	28	42,459	68	42,527	68	873	41,586	299,419
			29	38,798	64	38,862	64	809	37,989	273,521
			30	35,512	60	35,572	60	759	34,753	250,222
		貨物用 営業用	28	392	0	392	0	5	387	1,161
			29	339	0	339	0	4	335	1,005
			30	313	0	313	0	4	309	927
		貨物用 自家用	28	12,696	175	12,871	175	181	12,515	50,060
			29	11,201	155	11,356	155	152	11,049	44,196
			30	9,943	141	10,084	141	113	9,830	39,320
		乗用 営業用 (新税率)	28	0	0	0	0	0	0	0
			29	0	0	0	0	0	0	0
			30	1	0	1	0	0	1	7
		乗用 自家用 (新税率)	28	469	1	470	1	11	458	4,946
			29	4,164	4	4,168	4	77	4,087	44,140
			30	8,030	9	8,039	9	161	7,869	84,985
		貨物用 営業用 (新税率)	28	18	0	18	0	0	18	68
			29	67	0	67	0	0	67	255
			30	122	0	122	0	0	122	464
		貨物用 自家用 (新税率)	28	760	10	770	10	8	752	3,760
			29	1,765	26	1,791	26	16	1,749	8,745
			30	2,883	33	2,916	33	23	2,860	14,300

備考　7月1日現在の現年課税分

区分				年度	賦課期日現在台数 一般	賦課期日現在台数 官公署	賦課期日現在台数 計 (1)	非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	四輪車	乗用	営業用(重課税率)	28	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 千円
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(重課税率)	28	9,063	17	9,080	17	213	8,850	114,165
				29	10,498	19	10,517	19	256	10,242	132,122
				30	11,168	20	11,188	20	271	10,897	140,571
		貨物用	営業用(重課税率)	28	122	0	122	0	2	120	540
				29	128	0	128	0	2	126	567
				30	127	0	127	0	2	125	563
			自家用(重課税率)	28	8,437	57	8,494	57	95	8,342	50,052
				29	8,808	63	8,871	63	98	8,710	52,260
				30	8,879	69	8,948	69	113	8,766	52,596
		乗用	営業用(75%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(75%軽課)	28	1	0	1	0	0	1	3
				29	2	0	2	0	0	2	5
				30	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用	営業用(75%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(75%軽課)	28	1	0	1	0	0	1	1
				29	1	0	1	0	0	1	1
				30	0	0	0	0	0	0	0
		乗用	営業用(50%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(50%軽課)	28	1,261	1	1,262	1	17	1,244	6,718
				29	1,007	2	1,009	2	16	991	5,351
				30	613	1	614	1	12	601	3,245
		貨物用	営業用(50%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(50%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	0	0	0	0	0	0	0
				30	0	0	0	0	0	0	0
		乗用	営業用(25%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				29	1	0	1	0	0	1	5
				30	0	0	0	0	0	0	0
			自家用(25%軽課)	28	1,948	1	1,949	1	26	1,922	15,568
				29	1,586	2	1,588	2	28	1,558	12,620
				30	1,496	0	1,496	0	29	1,467	11,883
		貨物用	営業用(25%軽課)	28	17	0	17	0	0	17	49
				29	26	0	26	0	0	26	75
				30	9	0	9	0	0	9	26
			自家用(25%軽課)	28	199	7	206	7	1	198	752
				29	214	2	216	2	0	214	813
				30	147	0	147	0	0	147	559
	雪上用			28	2	0	2	0	0	2	7
				29	3	0	3	0	0	3	11
				30	2	0	2	0	0	2	7
	農耕用			28	3,223	6	3,229	6	0	3,223	7,735
				29	3,245	6	3,251	6	0	3,245	7,788
				30	3,284	5	3,289	5	0	3,284	7,882
	小型特殊(その他)			28	447	12	459	12	0	447	2,637
				29	468	12	480	12	0	468	2,761
				30	483	12	495	12	0	483	2,850
	二輪小型(250cc超)			28	3,423	23	3,446	23	1	3,422	20,532
				29	3,363	21	3,384	21	1	3,362	20,172
				30	3,400	22	3,422	22	2	3,398	20,388

6 利子割交付金

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長野県全体	416,946 千円	270,378 千円	462,620 千円
松本市	54,576 千円	35,713 千円	61,415 千円

7 配当割交付金

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長野県全体	1,163,951 千円	831,168 千円	1,104,402 千円
松本市	152,421 千円	109,799 千円	146,645 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長野県全体	1,195,460 千円	483,353 千円	1,198,621 千円
松本市	156,613 千円	64,102 千円	159,219 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付金	29,902 千円	30,297 千円	29,681 千円

10 口座振替納付の状況調(平成29年度振替済分)

合計 税目	口座振替合計		各税目の調定に対する割合
市県民税(普通徴収)	件数	40,276 件	30.2 %
	税額	2,556,488 千円	44.5 %
固定資産税都市計画税	件数	189,840 件	51.7 %
	税額	8,777,986 千円	50.8 %
軽自動車税(全期)	件数	22,226 件	22.2 %
	税額	126,466 千円	19.6 %

期別 税目	1期	2期	3期	4期
市県民税(普通徴収)	11,964 件	9,707 件	9,240 件	9,365 件
	829,177 千円	576,217 千円	569,665 千円	581,429 千円
固定資産税都市計画税	54,268 件	45,747 件	45,068 件	44,757 件
	3,006,745 千円	1,937,805 千円	1,921,208 千円	1,912,228 千円
軽自動車税(全期)	22,226 件			
	126,466 千円			

合計 税目	口座振替合計		全調定に対する割合
国民健康保険税(普通徴収)	件数	113,921 件	48.8 %
	税額	2,749,413 千円	54.9 %

期別 税目	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
国民健康保険税(普通徴収)	13,587 件	13,405	13,311	12,421	12,381	12,365	12,229	12,180	12,042
	327,317 千円	318,342	316,378	300,558	299,673	299,434	297,242	296,368	294,101

11 市税の徴収に要する経費

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度
税収入額		1 市税	35,834,493 千円	35,749,498 千円	36,623,487 千円
		2 個人県民税	8,991,568	8,929,086	9,129,747
		3 計	44,826,061	44,678,584	45,753,234
市税及び個人県民税に係る徴税費	人件費	4 基本給	314,348	304,003	315,570
		5 諸手当	189,852	181,494	189,412
		(1) 超過勤務手当	17,754	19,367	20,453
		(2) 税務特別手当	25	0	0
		(3) その他の手当	172,073	162,127	168,959
		6 その他	134,819	125,915	128,890
		7 小計	639,019	611,412	633,872
	需用費	8 旅費	671	651	621
		9 賃金	5,428	5,924	5,885
		10 その他	382,285	387,861	309,530
		11 小計	388,384	394,436	316,036
	報奨金及びこれに類する経費	12 前納報奨金・その他	79	61	62
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納税報奨金等	0	0	0
		15 小計	79	61	62
	その他	16 その他	190,854	132,730	181,692
	17 合計		1,218,336	1,138,639	1,131,662
県民税徴収取扱費		18 納税通知書数による金額	−	−	−
		19 納税義務者数による金額	347,742	352,155	358,644
		20 徴収額による金額	−	−	−
		21 平成18年度課税以前の滞納繰越分による金額	160	128	76
		22 配当割額・株式譲渡所得割額控除による還付・充当金額	5,654	4,578	2,913
		23 合計	353,556	356,861	361,633
24 市税に係る徴収費 (17−23)			864,780	781,778	770,029
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)			2.7 円	2.5 円	2.5 円
市税に係る徴税経費 (百円当たり)			2.4 円	2.2 円	2.1 円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止
県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

12 証明・閲覧に関する調

(1) 平成30年度証明閲覧手数料

区　　分	手　数　料		備　　考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳（名寄帳）の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償却資産に関する証明	1枚	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び税額証明	営業証明（法人）	納税証明（一般）	納税証明（車検用）	資産に関する証明（土地・家屋等）	資産に関する証明（加算分）	車庫証明	登記用通知	合計
27	54,553 (11,233)	439	8,365	9,365	8,949 (862)	14,757 (901)	0	11,656	108,084
28	55,317 (10,576)	409	7,323	9,387	8,023 (475)	11,976 (560)	0	12,263	104,698
29	54,899 (11,331)	361	8,095	9,658	7,767 (367)	11,861 (460)	0	12,077	104,718

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の（ ）は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
土地図面の閲覧及び複写交付	1,350	1,137	797

税目	区分 ＼ 年度			28
市民税	収入より控除	青色専従者		完全給与額
		白色専従者		最高限度額　配偶者 860,000円　その他 500,000円
		給与所得控除	最低	650,000円
			最高	2,450,000円（給与収入15,000,000円超）
	所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		医療費		総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額
		社会保険料		支払った金額の全額
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金
		生命保険料控除		(1)旧契約（平成23年12月31日以前に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (1) 15,000円以下　支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで　支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで　支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合　一律35,000円
				(2)新契約（平成24年1月1日以降に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算 (1) 12,000円以下　支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで　支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで　支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合　一律28,000円
				各保険料控除全体での控除適用限度額　（新・旧契約ともに）70,000円
		地震保険料		地震保険契約　最高25,000円、旧長期損害保険契約　最高10,000円　両方ある場合　最高25,000円
		障・寡・勤		障・寡・勤 各々 260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円）
		扶養	一般扶養	330,000円（16歳以上）
			特定・老人扶養	450,000円（特定19歳～22歳）、380,000円（老人70歳以上）
			同居老親等扶養	450,000円（老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者）
		配偶者		330,000円（老人控除対象配偶者380,000円）
		配偶者特別		配偶者の所得により30,000円～330,000円
		基礎		330,000円
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋32万円（扶養のあるときのみ）を超える人 ・税率は一律6%　・分離課税（譲渡所得等）は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
			均等割	3,500円　｛合計所得金額が31万5千円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋18万9千円（扶養のあるときのみ）を超える人｝
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%　・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%
			均等割	資本金等の額　従業員数 (1) 1千万円以下　50人以下　50,000円 (2) 1千万円以下　50人超　120,000円 (3) 1千万円超1億円以下　50人以下　130,000円 (4) 1千万円超1億円以下　50人超　150,000円 (5) 1億円超10億円以下　50人以下　160,000円 (6) 1億円超10億円以下　50人超　400,000円 (7) 10億円超50億円以下　50人以下　410,000円 (8) 10億円超50億円以下　50人超　1,750,000円 (9) 50億円超　50人以下　410,000円 (10) 50億円超　50人超　3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額（所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度） ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額
	寄附金控除			都道府県・市区町村・・・・・・・｛（寄附金－2000円）×6%｝＋｛（寄附金－2000円）×特例控除率×3/5｝ 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・・（寄附金－2000円）×6%
	申告特例控除			特例控除*（課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合）*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
	所得割課税の調整措置			［｛35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋32万円（扶養のあるときのみ）｝ －｛総所得金額等－（市県民税所得割－税額控除）｝］×（市民税所得割－税額控除）/（市県民税所得割－税額控除）
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18%（所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ）
	非課税限度額			1,250,000円（障害者・寡婦（夫）・未婚の未成年者）

税目	年度 / 区分	28
固定資産税	税　率	1.4 %
	免税点	土　地　30万円　　家　屋　20万円　　償却資産　150万円
	その他	

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80 ～ 90	1.05
	70 ～ 80	1.075
	70 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額〈A〉 ②前年度課税標準額＋〈A〉×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が〈A〉×20%を下回る場合は、〈A〉×20%

〈A〉・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

$$*負担水準=\frac{平成27年度課税標準額}{平成28年度評価額×特例}$$

軽自動車税

税率

1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

単位(円)

原付	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

2. 三輪以上の軽自動車　　単位(円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
※②のうち以下の要件を満たすものは、購入翌年度課税分のみ軽課税率適用
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制NOx10%低減)
⑤乗用:H17排出ガス基準75%低減達成＋H32燃費基準+20%達成
貨物:H17排出ガス基準75%低減達成＋H27燃費基準+35%達成
⑥乗用:H17排出ガス基準75%低減達成＋H32燃費基準達成
貨物:H17排出ガス基準75%低減達成＋H27燃費基準+15%達成

市たばこ税

税率

紙巻たばこ等　$\frac{5,262円}{1,000本}$　旧3級品の紙巻たばこ　$\frac{2,925円}{1,000本}$

その他

返還に係る製造たばこについても同様

入湯税

宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税　率	0.2%
免税点	固定資産税の免税点適用のもの
その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区　分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540, 000円
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190, 000円
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160, 000円

税目	区分 ＼ 年度			29
市民税	収入より控除	青色専従者		完全給与額
		白色専従者		最高限度額　配偶者 860,000円　その他 500,000円
		給与所得控除	最低	650,000円
			最高	2,300,000円(給与収入12,000,000円超)
	所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		医療費		総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額
		社会保険料		支払った金額の全額
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金
		生命保険料控除		(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (1) 15,000円以下　支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで　支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで　支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合　一律35,000円
				(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算 (1) 12,000円以下　支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで　支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで　支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合　一律28,000円
				各保険料控除全体での控除適用限度額　(新・旧契約ともに)70,000円
		地震保険料		地震保険契約　最高25,000円、旧長期損害保険契約　最高10,000円　両方ある場合　最高25,000円
		障・寡・勤		障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)
		扶養	一般扶養	330,000円 (16歳以上)
			特定・老人扶養	450,000円 (特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)
			同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)
		配偶者		330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)
		配偶者特別		配偶者の所得により30,000円～330,000円
		基礎		330,000円
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6%　・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
			均等割	3,500円　{合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%　・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%
			均等割	資本金等の額　従業員数 (1) 1千万円以下　50人以下　50,000円 (2) 1千万円以下　50人超　120,000円 (3) 1千万円超1億円以下　50人以下　130,000円 (4) 1千万円超1億円以下　50人超　150,000円 (5) 1億円超10億円以下　50人以下　160,000円 (6) 1億円超10億円以下　50人超　400,000円 (7) 10億円超50億円以下　50人以下　410,000円 (8) 10億円超50億円以下　50人超　1,750,000円 (9) 50億円超　50人以下　410,000円 (10) 50億円超　50人超　3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額
	寄附金控除			都道府県・市区町村・・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}＋{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・・(寄附金－2000円)×6%
	申告特例控除			特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
	所得割課税の調整措置			[{35万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋32万円(扶養のあるときのみ)} －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)
	非課税限度額			1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)

税目	年度 / 区分	29
固定資産税	税　率	1.4 %
	免税点	土　地　30万円　　家　屋　20万円　　償却資産　150万円
	その他	

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80 ～ 90	1.05
	70 ～ 80	1.075
	70 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額〈A〉 ②前年度課税標準額＋〈A〉×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が〈A〉×20%を下回る場合は、 〈A〉×20%

〈A〉・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

$$*負担水準＝\frac{平成28年度課税標準額}{平成29年度評価額×特例}$$

軽自動車税　税率

1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

単位(円)

原付	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

2. 三輪以上の軽自動車　　単位(円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)
⑤乗用:H32燃費基準+30%達成　　貨物:H27燃費基準+35%達成
⑥乗用:H32燃費基準+10%達成　　貨物:H27燃費基準+15%達成
※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用)
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る

市たばこ税

税　率	紙巻たばこ等　5,262円/1,000本　　旧3級品の紙巻たばこ　3,355円/1,000本
その他	返還に係る製造たばこについても同様

入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税　率	0.2%
免税点	固定資産税の免税点適用のもの
その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区　分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540, 000円
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190, 000円
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160, 000円

税目	区分 ＼ 年度			30
市民税	収入より控除	青色専従者		完全給与額
		白色専従者		最高限度額　配偶者 860,000円　その他 500,000円
		給与所得控除	最低	650,000円
			最高	2,200,000円（給与収入10,000,000円超）
	所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除（限度額2,000,000円）：（支払った医療費－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額）
				(2)セルフメディケーション税制（限度額88,000円）：支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
		社会保険料		支払った金額の全額
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金
		生命保険料控除		(1)旧契約（平成23年12月31日以前に契約）・一般生命保険・個人年金保険 それぞれで計算：(1) 15,000円以下　支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで　支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで　支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合　一律35,000円
				(2)新契約（平成24年1月1日以降に契約）・一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険 それぞれで計算：(1) 12,000円以下　支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで　支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで　支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合　一律28,000円
				各保険料控除全体での控除適用限度額：（新・旧契約ともに）70,000円
		地震保険料		地震保険契約　最高25,000円、旧長期損害保険契約　最高10,000円　両方ある場合　最高25,000円
		障・寡・勤		障・寡・勤 各々　260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円）
		扶養	一般扶養	330,000円（16歳以上）
			特定・老人扶養	450,000円（特定19歳～22歳）、380,000円(老人70歳以上)
			同居老親等扶養	450,000円（老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者）
		配偶者		330,000円（老人控除対象配偶者380,000円）
		配偶者特別		配偶者の所得により30,000円～330,000円
		基礎		330,000円
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6%　・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　②合計課税所得金額 (2) 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
			均等割	3,500円　{合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%　・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%
			均等割	資本金等の額 ／ 従業員数 (1) 1千万円以下 ／ 50人以下 ／ 50,000円 (2) 1千万円以下 ／ 50人超 ／ 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 ／ 50人以下 ／ 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 ／ 50人超 ／ 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 ／ 50人以下 ／ 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 ／ 50人超 ／ 400,000円 (7) 10億円超50億円以下 ／ 50人以下 ／ 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 ／ 50人超 ／ 1,750,000円 (9) 50億円超 ／ 50人以下 ／ 410,000円 (10) 50億円超 ／ 50人超 ／ 3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額（所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度） ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額
	寄附金控除			都道府県・市区町村・・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}＋{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・・(寄附金－2000円)×6%
	申告特例控除			特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
	所得割課税の調整措置			[{35万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1)＋32万円(扶養のあるときのみ)} －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)
	非課税限度額			合計所得金額1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)

税目	区分＼年度	30
固定資産税	税　率	1.4 %
	免税点	土　地　30万円　　家　屋　20万円　　償却資産　150万円
	その他	

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80 ～ 90	1.05
	70 ～ 80	1.075
	70 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額〈A〉 ②前年度課税標準額＋〈A〉×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が〈A〉×20%を下回る場合は、 〈A〉×20%

〈A〉・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

$$*負担水準＝\frac{平成29年度課税標準額}{平成30年度評価額×特例}$$

軽自動車税

税率

1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

単位(円)

原付	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

2. 三輪以上の軽自動車　　単位(円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)
⑤乗用:H32燃費基準+30%達成　　貨物:H27燃費基準+35%達成
⑥乗用:H32燃費基準+10%達成　　貨物:H27燃費基準+15%達成
※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用)
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る

市たばこ税

税率

紙巻たばこ等　$\frac{5,262円}{1,000本}$　　旧3級品の紙巻たばこ　$\frac{4,000円}{1,000本}$

その他

返還に係る製造たばこについても同様

入湯税

宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税率	0.2%
免税点	固定資産税の免税点適用のもの
その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	9.1%	22,700円	18,800円	580,000円
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円

市　税　概　要

平成30年10月

編　集　松本市財政部
　　市　民　税　課

発　行　松　本　市　役　所
松本市丸の内３番７号
TEL　３４－３０００

美しく生きる。

健康寿命延伸都市・松本